

【介護テクノロジー体験導入(機器の貸し出し)】

参加遵守事項

- 本事業は、参加介護事業者、参加企業での機器等の貸し出しを取り持つものであり、体験導入（機器貸し出し・ワークショップ、伴走コンサルテーション）時における、事故や補償、破損・紛失に伴う損害賠償等については、事業事務局では一切の責任を負いませんので、当事者間で必要な保険加入や取り決め等を、あらかじめ介護事業者との間で取り決めておいてください。
- 当該事業での介護事業者への機器等貸し出しについては無償で実施します。
なお、導入機器等の設置・搬送費などは企業の自己負担となります。
- 本事業「体験導入(機器貸し出し)」の介護事業所への機器貸し出しについては、貸出いただいた企業に導入製品1機種(1分野)につき、一律4万円の協力謝金を、事務局より貸出終了後にお支払いいたします。
 - ※ 事務局からの許可なく行なわれた一切の貸し出し行為は、本プロジェクトと無関係となり協力謝金の対象外となります。なお、機器の貸し出し先の選定と貸し出しの時期や内容は、企業や介護事業者との調整後に事務局より連絡いたします(下図参照)。
 - ※ 協力謝金はあくまで本プロジェクトの遂行に対する謝礼であり、機器貸し出し企業に発生する人件費や設置・搬送費などの費用を補填するものではありません。協力謝金の金額は貸出期間等に問わず一律です。
 - ※ 協力謝金については介護事業者へ請求されないようお願いします。
 - ※ 導入機器等の設置・搬送費等については、原則、企業の自己負担となります。ただし、その他費用が必要となる場合には、事前に事務局へご連絡いただくとともに、詳細な条件を含めて、事前に借用者(介護事業所)との間にて、ご調整頂きますようお願いいたします。
- 導入決定した企業について、体験導入時期や期間等、その他必要事項について事前に協議・調整させていただきます。
- 貸出にあたっては、機器の使い方とリスクについて、介護事業者へレクチャーを行って下さい。
- 貸出中の機器の管理・メンテナンス等の取扱いについては、あらかじめ介護事業者との間で取り決めておくこと。
- 体験導入の機器、企業の選定については、参加介護事業者への事前調査(課題、ニーズ等)により、必要な機器分野を選定いたしますので、申込済みであっても導入機器に選定されない場合もありますのでご了承ください。
- 体験導入(貸出機器)の対象となる機器が、PL法(製造物責任法)で守られている製品の提供をお願いします。
- 各会への参加者には、当該事業で知り得た情報について、第三者に漏洩しないことを誓約していただきます。
- 事業参加については、事務局が事業運営上に必要な指示を行う場合には、それに従ってください。

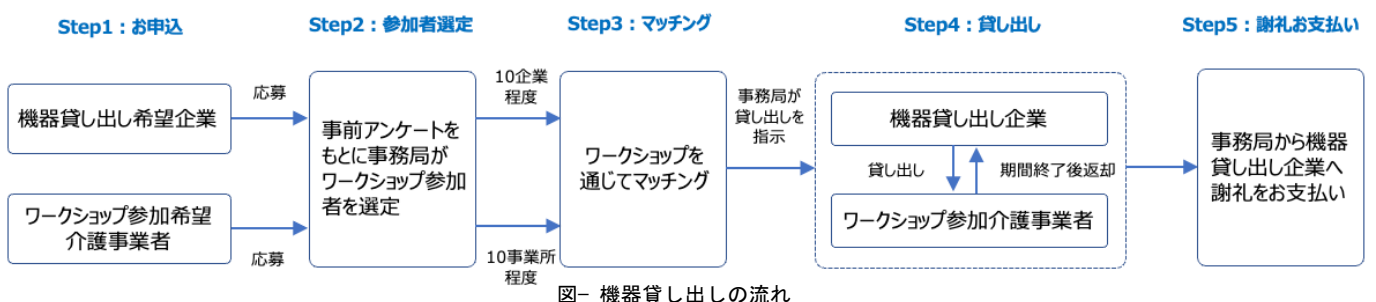


図- 機器貸し出しの流れ